

自治体乗り出す

動物愛護

Yomiuri 23/2/93

兵庫県は、犬や猫を実験に使う大学などの医療研究機関に対し、動物愛護を義務付ける罰則付きの「動物の保護及び管理に関する条例（仮称）」を近く制定し、四月から施行する。実験用動物を扱う場合の知事への届け出制や必要最小限の使用に限るなど動物実験に一定の歯止めをかけることを全国で初めて条文化する。同県は、保健所に持ち込まれたペットを神戸大医学部、国立循環器病センター（大阪府吹田市）など四か所に犬六百円、猫千円で払い下げ。昨年四月十二月に犬千三百五十六匹、猫百十五匹が実験用に回された。動物実験規制を求める声が強く、払い下げ中止の請願も出たため、これまでの「飼い犬条例」「危険な動物の飼養及び保管に関する条例」を一本化し、新たに規制項目を盛り込んだ。新条例は動物愛護、人と動物の共生を目的に掲げ、実験用動物の飼育、保管を

実験用ペット届け出制 兵庫県

知事への届け出制とし、管理責任者を置いて病気の時に適切な措置を取ることなどを義務付けた。また払い下げできるのは、製剤など必要な実験と県が判断した場合に限定、県外機関への払い下げは禁止した。

さらに獣医ら約三十人を動物保護監視員に任命。随時、立ち入り調査を行って違反者には三万円以下の罰金を科す。また、阪神地域に「動物愛護センター」を設置する。

実験用動物の払い下げは、福井県や神戸市が全面中止。動物愛護条例は十二都府県と二政令市で制定しているが、実験への使用規制を条文化した例はない。

神戸大医学部付属動物実験施設の塩見雅志助教授の話「神戸大では麻酔や鎮痛剤で苦痛を和らげ、動物が耐えられない時は中止している。条例で必要な実験に限る」と言っても、どこまで正しい判断ができるのか疑問だ」

捨て犬・野犬の里親探し 大阪府

後を絶たない捨て犬や野犬の対策で、大阪府は二十三日、従来の処分一辺倒のやり方を転換し、里親探しやミニ動物園などで動物を愛する精神を広める「動物愛護事務所」（仮称）を設置する方針を固めた。愛護団体の声に配慮したもので、近く子犬保護効率化のため、担当職員は府内分散配置の検討に入る。

府内では毎年、野犬が約六千匹捕獲され、家庭で飼えなくなると保健所などに持ち込まれるのも約五千匹に上っている。

府は昭和二十五年から府立犬管理指導所（大阪市東成区中道）に収容、狂犬病予防法などに基つき三日以内に引き取り手がないと処分しており、大部分が処置室行きとなっている。

「動物愛護事務所」では、いつでも希望者が引き取れるようにするほか、定期的に「譲渡会」を開いて里親探しを進める。

ウサギやニワトリなど小動物に触れられるスペースも設け、家族連れで楽しめる施設にする。

また、処分する場合でも安楽死を検討。従来はオリに入れただけだった処分までの待機期間も、できるだけ快適になるようにする。